

令和3年度 第7回政策推進会議報告

日 時 8月23日 13時30分～14時30分

場 所 WEB会議室

出席者 19人

1 令和3年度施策評価結果（令和2年度決算）について

総合政策局政策部長から資料に基づき報告。

2 令和2年度決算の概要について

資産統括局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・（市長）令和2年度決算については、コロナウイルス感染症の影響も限定的だったということで、今のところ手堅い決算内容になっている。ただ、目下のこの感染拡大を見ているとまた様々な支出が必要になってくるとも想定されるため、今後施策評価と決算に基づいて発出する予算編成方針については、油断禁物という前提がある中でも、必要なことについてはしっかりと進めていける内容とするよう調整していく。

3 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

経済環境局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・（危機管理安全局長）条例違反に対する制裁措置について、どのような対象を違反と捉えているか、今の段階で決まっていれば教えていただきたい。
- ・（経済環境局長）他都市では苦情の申し出に応じて職員がパトロールを行い、違反者が特定できれば警告、ある程度悪質な場合は過料といった対応をしている例が多いが、本市についてはまだ決まっていない。あくまでも制裁が目的ではなく、条例改正後、浸透するまで時間がかかると思うので、啓発に取り組んでいく。
- ・（危機管理安全局長）不法投棄については法律で罰則規定があり、たばこのポイ捨てについては本市の条例では過料を科していないといった、他条例等とのバランスも踏まえご検討いただきたい。
- ・（市長）たばこに関しては議論に発展すると思う。本市のたばこ対策条例はあまり効果が上がっていないというのが市民の体感だと感じているので、今回の条例改正の中で過料の話が出ていくと、引き合いに出されると思う。不法投棄とたばこのポイ捨てでは違反している人の数が相当違うが、議論になると思うので、しっかり準備しておかないといけない。そもそもたばこのポイ捨てについてはいきなりの過料は難しくとも、やはりもう一段の取組が必要かと思っている。また、資源物の持ち去り禁止規定についても、街によってかなり温度差があり、経緯経過が異なる。ホームレスの方が多いとされる地域では、禁止規定には慎重な対応がとられてきており、本市においても今回丁寧に進めていく。様々な角度からの議論が想定されるので、良い議論をして必要な取組を進めていくための方針にしたい。

4 その他

- ・(総合政策局協働部長) 資料は無いが市民まつりについて、10月3日に市役所周辺で開催予定であったが、この度の緊急事態宣言発令を踏まえ中止とする。詳細は市民まつり協議会において、9月1日段階で緊急事態宣言などの公的な措置の対象区域となっている場合は現地開催を中止するという総意のもと準備を進めてきたところ、8月20日から9月12日までを期間とした緊急事態宣言区域の対象となったことで、今回中止の判断に至ったもの。現在書面表決の準備をしており、8月27日頃を目途に書面表決を行った後、議会説明及び市報での公表を行う予定としている。
- ・(教育長) 小学校と中学校における2学期の始業式について、25日を予定していたが30日に延期することとなり、本日保護者等に連絡しているのので、各局にも問い合わせなどあれば延期の旨お伝えいただきたい。議会対応や記者発表はこれから行う予定である。
- ・(市長) 2学期の始業については自治体間でばらつきが出ている中、阪神間では尼崎市だけ始業式を25日とする予定であったが、今般の感染状況がまだ見極めにくい状況であることを踏まえ延期となった。学校については夏休み前以上の感染対策が求められると思うので、また色々と対応を考えていきたい。最近では生徒全員に対してPCR検査を実施できないかというメールも届いている。
- ・(医務監) 感染者が増えたので積極的疫学調査も縮小の方向で医師会等と調整しており、小学生や中学生など学校に通うお子様の感染も多くなってきているので、安心検査のやり方については今後教育委員会と相談させていただきたい。
- ・(市長) 少し報道でも出ているが、保育所やデイサービスなど利用者がマスク着用等を徹底しにくいようなところは調査先として優先的に残し、他から縮小するなど、いくつか考え方があると思うので早急に整理し、レクチャーいただくようお願いする。

以上